

労災保険

2017.2.24

I. 概要説明

労災保険は、健康保険で扱われない業務上あるいは通勤途中の事故や災害により、従業員の皆さまが負傷・疾病・障害または死亡したときに、医療や現金の保険給付を行って労働能力の回復をはかるとともに、皆さまやそのご家族またはご遺族の生活を保障する制度です。

II. 加入要件

正社員、契約社員、パート、アルバイト等雇用形態を問わず、全ての労働者が加入の対象となります。

III. 保険料の負担額

労災保険の保険料は、全て当社負担となります。

IV. 労災保険給付の種類 [厚生労働省 HP 詳しくはこちら](#)

療養給付	療養(補償)給付 業務災害または通勤災害による傷病により療養を受ける際の給付です。 (労災指定病院以外で療養を受ける場合はその費用が支給されます。)
休業給付	休業(補償)給付 業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられない状態が4日以上続いた際に、4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。
障害給付	障害(補償)年金 業務災害または通勤災害による傷病が治癒(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったときに支給されます。
	障害(補償)一時金 業務災害または通勤災害による傷病が治癒(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったときに支給されます。
遺族給付	遺族(補償)年金 業務災害または通勤災害により死亡したときに支給されます。
	遺族(補償)一時金 遺族(補償)年金を受け得る遺族がいないとき、もしくは遺族(補償)年金を受けている人が失権し、かつ他に遺族(補償)年金を受け得る縁がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないときに支給されます。
葬祭料	葬祭給付 業務災害また通勤災害により死亡した人の葬祭を行うときに支給されます。

労災保険

2017.2.24

傷病年金	傷病(補償)年金 業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日または同日後において次の各号のいずれにも該当するときに支給されます。(1)傷病が治癒(症状固定)していないこと。(2)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること。
介護給付	介護(補償)給付 障害(補償)年金または傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているときに支給されます。
その他	二次健康診断等給付 事業主が行った直近の定期健康診断等(一次健康診断)において、次のいずれにも該当する場合、二次健康診断等を無料で受診できます。(1)検査を受けた労働者が、血圧測定、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定の全ての検査において異常の所見があると診断されていること。(2)脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること